

福井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業要綱

(趣旨)

第1条 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児が補聴器を購入し、または修理する場合に、市長が予算の範囲内において助成し、難聴児の健全な発達の支援と福祉の増進を図ることを目的として実施する。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる軽度・中等度難聴児（以下「対象児」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 福井市に住所を有する者
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 両耳での聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満である者
- (4) 補聴器の装用が必要であると医師の診断を受けている者

(助成対象の除外)

第3条 前条の助成対象については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項ただし書の規定を準用する。

(実施期間)

第4条 事業の実施期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる事業は、対象児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下「申請者」という。）が負担する次の各号のいずれかの経費とする。

- (1) 新たに補聴器を購入する経費
- (2) 前回の購入（助成を受けた購入に限る。以下同じ。）から5年を経過した日以後に補聴器を購入する経費
- (3) 前回の購入から5年を経過する日以前に、やむを得ない事由により補聴器を再度購入する必要があると市長が認めた場合の購入経費
- (4) 助成を受けて購入した補聴器を修理する必要がある、かつ、修理することによりその後一定期間の使用が期待できると市長が認めた場合の修理に要する経費

(助成額)

第6条 助成額は、前条各号に掲げる経費又は別表に定める1台当たりの基準価格のいずれか低い方の額に3分の2を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を上限とする。

(支給個数)

第7条 助成の対象となる補聴器は、原則として装用効果の高い片側の耳への装用としたものとする。ただし、両耳装用とした場合であって、市長が教育上または生活上等で特に必要があると認めるときは、両耳に装用したものを対象とする。なお、この場合における助成額は、左右それぞれについて前条で算定した額を合算した額とする。

(助成申請)

第8条 助成を希望する申請者は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業助成助成申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 指定医師が対象児の聴力検査等を実施し交付した、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業助成医師意見書(様式第2号)

(2) 前号の意見書の処方に基づいて補聴器取扱業者が作成した補聴器の見積書の写し及び購入予定補聴器の概要が分かる資料

(3) 対象児の属する世帯全員の市民税の課税状況等が分かる書類。ただし、市の公簿等により確認できる場合はこの限りではない。

(助成決定)

第9条 市長は、前条に規定する助成申請があったときは、その内容を審査し、対象児が補聴器を装用することにより言語能力の発達やコミュニケーション力の向上等の効果が期待できると認めて補助することと決定した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業助成決定通知書(様式第3号)及び軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業助成券(様式第4号)を申請者に交付するものとし、補助しないことと決定した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業助成申請却下通知書(様式第5号)により、その理由を付して申請者に交付するものとする。

2 市長は、必要があるときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業助成判定依頼書(様式第6号)により、福井県総合福祉相談所に技術的な助言を求めるものとする。

(補聴器の購入)

第10条 助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、助成決定後、速やかに補聴器取扱業者において補聴器を購入し、又は修理し、その代金を全額支払うとともに領収書の発行を受けるものとする。

(助成の請求)

第11条 助成決定者は、助成を受けようとするときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業助成請求書(様式第7号)に領収書の写しを添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を審査し、第9条に定める額を上限として、助成決定者に対し、助成する。

(代理受領)

第12条 市長は、助成者の利便性を考慮し、前第2項の規定にかかわらず、助成決定者に助成すべき額の範囲内において、助成決定者に代わり補聴器取扱業者に助成することができる。

(補聴器の管理)

第13条 助成決定者は、本事業において購入した補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

2 市長は、助成決定者が前項の規定に違反したと認められるときは、助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(関係帳簿)

第14条 市長は、助成に当たり、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業助成申請書台帳（様式第8号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たっては、「補装具費支給事務取扱指針について」（平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「補装具費支給事務取扱指針」に準じて行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

別 表

名 称	一台当たりの 基準価格 (円)	付属品	耐用年数
ポケット型	43,200	・電池	5年
耳かけ型	52,900	・イヤモールド	
耳あな型 (レディメイド)	96,000	・電池	
耳あな型 (オーダーメイド)	137,000		
骨導式ポケット型	70,100	・電池 ・骨導レシーバー ・ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200	・電池 ・平面レンズ	

※その他の事項については、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）の定めを準用する。